

令 和 3 年 11 月 24 日

【議案第 1 6 8 号】

**川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定
について**

資料 1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 王禅寺余熱利用市民施設の概要等について

参考資料 1 川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

環 境 局

議案第 168 号

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正理由

川崎市王禅寺余熱利用市民施設の利用に係る料金のうち、トレーニングルームの個人利用料については、民法に規定されている成年年齢である 20 歳を参考として年齢区分を定めているところ、民法の一部改正（令和 4 年 4 月 1 日施行）により、成年年齢を 20 歳から 18 歳に引き下げることとされたことを受け、トレーニングルームの個人利用料に係る年齢区分を見直すとともに、本市における他の公の施設のトレーニングルームの利用形態に合わせて、利用できる者の年齢の下限を引き下げるもの。

2 改正内容

現行（個人利用料）

トレーニングルーム	区分		基本料金		超過料金	
	王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに	110円
		15歳以上20歳未満の者 20歳以上の学生		110円		35円



改正後（個人利用料）

トレーニングルーム	区分		基本料金		超過料金	
	王禅寺余熱利用市民施設	18歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに	110円
		12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。） 18歳以上の学生		110円		35円

3 施行期日

令和 4 年 4 月 1 日から施行

王禅寺余熱利用市民施設の概要等について

1 施設概要

市民の健康の増進と文化の振興を図り、もってその福祉の向上に寄与するため、隣接する処理センターのごみ焼却に伴う余熱を有効利用した余熱利用市民施設を設置。

所在地：川崎市麻生区王禅寺 1 3 2 1

開設年月：平成 2 年 4 月

施設概要：温水プール（競泳用、流水、幼児用、スライダー）、トレーニングルーム、会議室（大会議室、第 1 ～ 4 会議室）、レクリエーションルーム、老人休養施設、駐車場

2 トレーニングルームの概要

市民の健康の増進を目的として、ランニングマシン、筋力強化マシン等のトレーニング機器を設置している。

3 トレーニングルームの利用者数

	利用者数
令和元年度	66,296 人
令和 2 年度	26,127 人

※ 川崎市王禅寺余熱利用市民施設は、新型コロナウイルス感染症の影響で令和 2 年 3 月 3 日から同年 6 月 21 日まで休館し、利用者制限を設けて運営

4 川崎市余熱利用市民施設以外の本市施設におけるトレーニングルームを利用できる者の下限年齢

(1) 12 歳以上（小学生を除く。）としているもの

4 施設（川崎市とどろきアリーナ、川崎市スポーツセンター（幸、高津、宮前、多摩、麻生）、川崎市スポーツ・文化総合センター及び川崎市民プラザ）

(2) 15 歳以上としているもの

なし

川崎市余熱利用市民施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後						改正前						
○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (利用料金)						○川崎市余熱利用市民施設条例 平成元年12月26日条例第35号 (利用料金)						
第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。						第10条 前条の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、指定管理者に利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。						
2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						2 利用料金は、前払しなければならない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。						
3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。						3 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。						
4 老人休養施設の利用料金は、無料とする。						4 老人休養施設の利用料金は、無料とする。						
5 利用料金は、指定管理者の収入とする。						5 利用料金は、指定管理者の収入とする。						
別表（第10条関係）						別表（第10条関係）						
1 施設利用料						1 施設利用料						
(1) 専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）						(1) 専用利用料（王禅寺余熱利用市民施設）						
種別		金額				種別		金額				
		午前	午後	夜間	全日			午前	午後	夜間	全日	
		9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時			9時～12時	1時～4時	5時～8時	9時～8時	
会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円	会議室	大会議室	2,750円	3,300円	3,300円	9,350円	
	第1会議室	770円	990円	990円	2,750円		第1会議室	770円	990円	990円	2,750円	
	第2会議室	770円	990円	990円	2,750円			第2会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第3会議室	770円	990円	990円	2,750円			第3会議室	770円	990円	990円	2,750円
	第4会議室	770円	990円	990円	2,750円			第4会議室	770円	990円	990円	2,750円
レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円	レクリエーションルーム		4,400円	6,600円	6,600円	17,600円	
駐車場		基本料金		超過料金		駐車場		基本料金		超過料金		

改正後						改正前										
		1 台 1 時間まで	100円	超過時間30分までごとに	50円			1 台 1 時間まで	100円	超過時間30分までごとに	50円					
備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。						備考 利用許可（駐車場を除く。）の時間を超えて利用する場合の施設利用料の額は、超過時間 1 時間（30分未満は切り捨て、30分以上は 1 時間とする。）につき、その直前の利用時間の区分における規定利用料の 2 割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該 2 区分を引き続き利用する場合の中間時間の施設利用料は、無料とする。										
(2) 個人利用料						(2) 個人利用料										
温水プール	垣根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	220円	超過時間 30分までごとに	110円	温水プール	垣根余熱利用市民施設	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	220円	超過時間 30分までごとに	110円			
		3 歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		50円		25円			3 歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		50円		25円			
	王禅寺余熱利用市民施設	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円		温水プール	王禅寺余熱利用市民施設	15歳以上の者	1 人 1 回 1 時間まで	330円	超過時間 30分までごとに	165円		
		3 歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		110円		55円				3 歳以上15歳未満の者（中学生を含む。）		110円		55円		
	トレーニングルーム	王禅寺余熱利用市民施設	18歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに			110円	トレーニングルーム	王禅寺余熱利用市民施設	20歳以上の者	1 人 1 回 3 時間まで	330円	超過時間 1 時間までごとに	110円
			12歳以上18歳未満の者（小学生を除く。）		110円				35円			15歳以上20歳未満の者		110円		35円
18歳以上の学生							20歳以上の学生									
備考						備考										
1 3 歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。						1 3 歳未満の者の温水プールの利用料は、無料とする。										
2 トレーニングルームを利用できる者は、12歳以上の者（小学生を除く。）とする。						2 トレーニングルームを利用できる者は、15歳以上の者とする。										
3 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前						3 中学生とは、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前										

改正後

期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。

4 小学生とは、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）に在学する者をいう。

2 設備利用料

1 台、1 式その他 1 単位 1 回	金額
備考	2,200円

1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定利用料の2割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

改正前

期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)に在学する者をいう。
(新設)

2 設備利用料

単位

単位	金額
1 台、1 式その他 1 単位 1 回	2,200円

1 本表においては、午前・午後・夜間をそれぞれ1回として扱う。

2 利用許可の時間を超えて利用する場合の設備利用料の額は、超過時間1時間（30分未満は切り捨て、30分以上は1時間とする。）につき、規定利用料の2割相当額（10円未満の端数は、切り捨てる。）とする。ただし、午前と午後又は午後と夜間の当該2区分を引き続き利用する場合の中間時間の設備利用料は、無料とする。

備考